

電気通信事業政策部会決定の改正について

平成 26 年 12 月 16 日
情報通信審議会事務局

電気通信事業政策部会における委員会の設置（案）

平成 年 月 日

情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第 号

本審議会の所掌事務のうち本部会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十一条第十二項の規定により、本部会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称及び所掌

- 1 接続政策委員会
接続に係る制度の在り方に関する事項
- 2 ユニバーサルサービス政策委員会
ユニバーサルサービスの制度の在り方に関する事項
- 3 電気通信番号政策委員会
電気通信番号に係る制度の在り方に関する事項
- 4 電話網移行円滑化委員会
電話網移行の円滑化のための政策の在り方に関する事項

二 組織等

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために

主査代理をおくことができる。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

附 則

1 情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第一号（平成二十年九月三十日）は、廃止する。

2 情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第二号（平成二十三年三月一日）は、廃止する。

(参考1)

情報通信審議会電気通信事業部会決定の一部改正

平成二十年九月三〇日

情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第一号

(接続委員会の設置の一部改正)

一 情報通信審議会電気通信事業部会決定第一号(平成十三年一月二十二日)の一部を次のように改正する。

題名中「接続委員会」を「接続政策委員会」に改める。
前文を次のように改める。

本部会に、接続に係る制度の在り方に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一中「接続委員会」を「接続政策委員会」に改める。
二を次のように改める。

二 構成

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三を次のように改める。

三 関係者の出席等

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

(ユニバーサルサービス委員会の設置の一部改正)

二 情報通信審議会電気通信事業部会決定第六号(平成十四年二月十五日)の一部を次のように改正する。

題名中「ユニバーサルサービス委員会」を「ユニバーサルサービス政策委員会」に改める。

前文を次のように改める。

本部会に、ユニバーサルサービスの制度の在り方に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一中「ユニバーサルサービス委員会」を「ユニバーサルサービス政策委員会」に改める。
二を次のように改める。

二 構成

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために

主査代理をおく。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三を次のように改める。

三 関係者の出席等

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

(電気通信番号委員会の設置の一部改正)

三 情報通信審議会電気通信事業部会決定第九号(平成十八年九月二十九日)の一部を次のように改正する。

題名中「電気通信番号委員会」を「電気通信番号政策委員会」に改める。

前文を次のように改める。

本部に、電気通信番号に係る制度の在り方に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一中「電気通信番号委員会」を「電気通信番号政策委員会」に改める。

二 構成

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもつて構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

附 則

一 この決定は、平成二十年九月三十日から施行する。

二 情報通信審議会電気通信事業部会決定第二号(平成十三年一月二十二日)は、廃止する。

三 情報通信審議会電気通信事業部会決定第三号(平成十三年一月二十二日)は、廃止する。

四 情報通信審議会電気通信事業部会決定第八号(平成十六年四月二十日)は、廃止する。

接続政策委員会の設置

平成十三年一月二十二日

情報通信審議会電気通信事業部会決定第一号

平成二十年九月三十日

情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第一号

本部会に、接続に係る制度の在り方に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称

接続政策委員会

二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもつて構成する。
 - 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
 - 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。
 - 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
 - 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。
- ### 三 関係者の出席等
- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

ユニバーサルサービス政策委員会の設置

平成十四年二月十五日

情報通信審議会電気通信事業部会決定第六号

平成二十年九月三十日

情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第一号

本部会に、ユニバーサルサービスの制度の在り方に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称

ユニバーサルサービス政策委員会

二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもつて構成する。
 - 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
 - 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。
 - 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
 - 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。
- ### 三 関係者の出席等
- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

電気通信番号政策委員会の設置

平成十八年九月二十九日

情報通信審議会電気通信事業部会決定第九号

平成二十年九月三十日

情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第一号

本部会に、電気通信番号に係る制度の在り方に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称

電気通信番号政策委員会

二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもつて構成する。
 - 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
 - 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。
 - 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
 - 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。
- ### 三 関係者の出席等
- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

(参考2)

ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会及び電話網移行円滑化委員会の設置

平成二十三年三月一日

情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第二号

本部会に「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成二十三年諮問第一二二四号)に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称及び所掌

- 1 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会
ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方に関する専門的な事項

- 2 電話網移行円滑化委員会

電話網移行の円滑化のための政策の在り方に関する専門的な事項

二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

る。

三 関係者の出席等

- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。